



各 位

2025 年5月 13 日

上 場 会 社 名 株 式 会 社 鶴 見 製 作 所
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 辻 本 治
(コード番号 6351 東証プライム市場)
問合せ先責任者 執行役員 人事総務部長 吉井 康富
(TEL 06-6911-2351)

取締役の報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役の報酬制度の見直しを行い、全体の報酬枠及び譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)に係る報酬枠を改定することを決議し、本制度に関する議案を 2025 年 6 月 27 日開催予定の第 74 期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 取締役の報酬制度の改定の理由

当社の取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016 年 6 月 29 日開催の第 65 期定時株主総会において、年額 300 百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まず、うち社外取締役について年額 20 百万円以内)とご承認いただいております。

そして、本制度については、2023 年 6 月 27 日開催の第 72 期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額を、対象取締役の報酬限度額の範囲内で、年額 50 百万円以内とし、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数を年 20,000 株以内とすることについて、ご承認いただいております。

今般、対象取締役に、さらなる企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり、本制度の報酬額等について必要な改定を行うこととし、また、それに伴い、取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額を改定いたします。

2. 取締役の報酬制度の改定の内容

本制度に基づき対象取締役に譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額を現行の 50 百万円から年額 100 百万円以内へと 50 百万円増額し、当該増額に伴い、(i) 当社の取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額も現行の 300 百万円以内から 350 百万円以内(いずれも使用人兼務取締役の使用人分給与を含まず、うち社外取締役について年額 20 百万円以内)へと 50 百万円増額すること、及び、(ii) 本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数を年 25,000 株以内(ただし、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)とすることにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、各取締役への報酬の具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

また、以上の改定点を除き、本制度の内容に変更はございません。

(ご参考)本制度の概要につきましては、2023 年 5 月 12 日付の「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。また、当社は、当社の執行役員についても、本制度と同様の譲渡制限付株式制度を導入しております。

以 上